



免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
豊共第2号	北九州市漁業協同組合 豊前海北部漁業協同組合	北九州市門司区門司崎 灯台から同市門司区大 字大久保基点第2号ま での地先	次の基点第1号、(イ)、(ロ)及び基点第2号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮 時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の(ア)及び(イ)に掲げる区域を除く。 (ア) 田野浦埠頭の周囲50メートルの区域及び泊地 (イ) 関門港法定航路 基点第1号 北九州市門司区門司崎灯台 基点第2号 北九州市門司区大字大久保、田野浦埠頭西側から11番目の繫船柱 から東へ70センチメートルのところに設定した標識 (イ) 基点第1号から山口県下関市火の山船舶通航信号所を見通す線の中央点 (ロ) 基点第2号から真方位7度30分1,300メートルの点	第一種共同漁業、第二 種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 たこ漁業 鯛むし漁業 あわび漁業 さざえ漁業 わかめ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚底刺網漁業 あなごかご漁業 はいかご漁業	10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで	団体	北九州市門司区恒見、 同区恒見町、同区吉 志、同区大字吉志、同 区吉志新町、同区奥 田、同区東新町、同市 小倉南区、京都郡苅田 町	・雑魚底刺網漁業の網 は、一重網又は二重網 とし、網文2メートル以上 のものを使用してはなら ない。 ・第2種共同漁業に基づ くあわびの採捕は12月 21日から翌年10月31日 に限る。 ・第2種共同漁業に基づ くなまこの採捕は10月1 日から翌年3月31日に 限る。
豊共第3号	豊前海北部漁業協同組合 北九州東部漁業協同組合 曾根漁業協同組合 苅田町漁業協同組合	北九州市小倉南区から 京都郡苅田町までの地 先	次の基点第9号、(イ)、(ロ)及び(ハ)の各点を順次に結んだ直線、間島西側最大高 潮時海岸線、次の(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)を順次に結んだ直線並びに最大高潮 時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の(ア)及び(イ)に掲げる区 域を除く。 (ア) 北九州市小倉南区大字曾根3302番地及び3303番地(堤外民有地) (イ) 黄川 北九州市小倉南区大字曾根新田、新田堰から上流域 基点第9号 北九州市小倉南区大字曾根大浜海岸北端に設定した標識 (イ) 基点第9号から真方位125度00分2,400メートルの点 (ロ) 基点第9号から真方位108度40分1,477メートルの点 (ハ) 基点第9号から真方位120度20分1,736メートルの点 (ニ) 基点第9号から真方位126度00分1,790メートルの点 (ホ) 基点第9号から真方位134度40分2,155メートルの点 (ヘ) 基点第9号から真方位135度30分2,187メートルの点 (ト) 基点第9号から真方位147度40分3,385メートルの点 (チ) 北九州市小倉南区大字曾根新田宇朽網尻南端に設定した標識	第一種共同漁業、第二 種共同漁業	(第一種共同漁業) 鯛むし漁業 あさり漁業 ゆむし(しい)漁業 あかがい漁業 もがかい漁業 もおのかい漁業 かき漁業 (第二種共同漁業) あなごかご漁業 うなぎうけ(かご、筒を含む)漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで	団体	北九州市門司区恒見、 同区恒見町、同区吉 志、同区大字吉志、同 区吉志新町、同市 小倉南区、京都郡苅田 町	・雑魚底刺網漁業の網 は、一重網又は二重網 とし、網文2メートル以上 のものを使用してはなら ない。 ・第2種共同漁業に基づ くあわびの採捕は12月 21日から翌年10月31日 に限る。 ・第2種共同漁業に基づ くなまこの採捕は10月1 日から翌年3月31日に 限る。